

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8月30日

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目 7番13号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 管理本部長 上野 哲郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目 7番13号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 管理本部長 上野 哲郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年8月29日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社GG7（以下「GG7」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社GG7
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前四丁目22番7号 AURA表参道202号
代表者の氏名	代表取締役 松本 秀信
資本金の額	1,000千円
純資産の額	30,766千円(平成28年9月30日現在)
総資産の額	318,520千円(平成28年9月30日現在)
事業の内容	キャラクターコンテンツの企画プロデュース、販売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単体)

(単位：千円)

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
売上高	175,471	343,299	664,786
営業利益	2,718	7,873	41,129
経常利益	2,721	7,888	39,607
当期純利益	2,018	6,149	21,662

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年8月29日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
M Y G パートナース株式会社	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

（2）当該株式交換の目的

当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤をもち、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を展開しております。

GG7は、主にアニメやゲーム等のキャラクターコンテンツに関しまして、ライセンサーより商品化の許諾を受けて商品を企画・製作し、これを同社が運営する店舗やECサイト「Hybrid Mind Market」の運営を行うほか、ラフォーレミュージアム原宿等における期間限定企画展やイベント催事の販売、また、提携している全国180店舗以上の店舗展開している小売店やキャラクターとアパレルブランド・飲食店とのコラボレーショングッズの企画・製作・販売をしております。さらにデジタルコンテンツサービスとしてVR映像を製作しグッズ販売と連携した新たな商品企画や、新規販売チャネルとして高速道路のサービスエリアでのグッズ販売や大手システム会社と提携によ

る全国約28,000店舗のコンビニエンスストア内マルチコピー機を活用したコンテンツ配信サービスの取り組みも開始しております。

本株式交換は、当社グループにおけるコンテンツ事業の強化戦略の一環としてこのようなマーチャンダイジング機能の補強のため、GG7を完全子会社化することと致しました。

スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツでの運営ノウハウ及び開発力を培ってきた当社グループと、キャラクターコンテンツをアナログ商品からデジタル商品まで企画及び商品の製作・販売ノウハウをもつGG7が、コンテンツサービスの多様化に向けて協働することにより、当社グループが有するコンテンツをGG7により商品企画から販売まで手がけることが可能となります。このように、コンテンツのマルチユースという観点から、デジタル商品だけではなくアナログ商品までの領域をカバーすることで、コンテンツの更なる価値向上につながることから、当社グループのコンテンツ事業の基盤強化に大きく貢献することが期待できます。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、GG7を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、GG7については、平成29年8月29日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成29年10月5日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

本株式交換については、変動性株式交換比率方式を採用しております。変動性株式交換比率方式とは、株式交換決定時に株式交換完全子会社の株式価値を確定し、GG7普通株式1株につき対価として交付される当社普通株式の割当株数を、効力発生日の直前の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

本株式交換においては、当社は、本株式交換により当社がGG7の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）に、GG7の株主名簿に記載されたGG7の株主に対し、GG7の普通株式に代わり、その所有するGG7の普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を割り当てます。

株式交換比率 = 400円（ ） / 当社の普通株式の平均価格

下記(4) 記載の手法により算出したGG7の普通株式1株当たりの評価額

上記算出において「当社の普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所ジャスダック市場における平成29年9月5日（同日を含みます）から平成29年9月19日（同日を含みます）までの10取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます）の当社の普通株式1株当たりの終値の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します）です。

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入します。

(注2) 株式交換により交付する株式等

当社は、基準日におけるGG7の株主の所有するGG7の普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

(注3) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をGG7の株主に対して支払います。

株式交換契約の内容

当社及びGG7が平成29年8月29日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アエリア（住所：東京都港区赤坂三丁目7番13号。以下「甲」という。）と株式会社GG7（住所：東京都渋谷区神宮前四丁目22番7号。以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式の合計数に、以下の算式により算出される割合（以下「株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

株式交換比率（1）＝乙の普通株式1株あたり400円 / 甲の普通株式1株あたりの平均価格

2. 本条1項に規定する株式交換比率の算定式において「甲の普通株式1株あたりの平均価格」は、甲普通株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における平成29年9月5日（同日を含む）から平成29年9月19日（同日を含む）までの10取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く）の甲普通株式の終値を単純平均（小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する）した値とする。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- （1）資本金 本株式交換により資本金の額は増加させません
- （2）資本準備金 会社計算規則に従い、甲が別途定める額

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年10月5日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（新株予約権の取扱い）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の第1回新株予約権者に対して、その有する乙の第1回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第1回新株予約権の総数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙1に規定する内容の甲の新株予約権を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の第2回新株予約権者に対して、その有する乙の第2回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第2回新株予約権の総数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の甲の新株予約権を交付する

第6条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年8月29日

東京都港区赤坂三丁目7番13号
甲：株式会社アエリア
代表取締役 小林 祐介

東京都渋谷区神宮前四丁目22番7号
乙：株式会社GG7
代表取締役 松本 秀信

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びにGG7から独立した第三者算定機関であるASCに依頼をし、平成29年8月28日付で、GG7の株式価値に関する算定書を取得しました。

A S Cは、G G 7の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、D C F（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。算定については、G G 7が作成した平成29年9月期～平成31年9月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測には大幅な増益を見込んでおります。平成29年9月期の財務予測は営業利益70百万円と、平成28年9月期と比較し29百万円の増益を見込んでおりますが、これは有力なキャラクターコンテンツの獲得による企画展や物販イベントの開催による売上の増加等によるものです。平成30年9月期の営業利益97百万円、平成31年9月期の営業利益125百万円は、新規事業として予定するスマートフォン向けアプリとして展開を予定するキュレーションメディアの収益化や同社の運営するサイト「Hybrid Mind Market」のブランド化による海外展開やライセンス収入による売上の増加等が影響しております。

A S CがD C F法に基づき算定した、G G 7普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
D C F 法	369 ～ 450

A S Cは、G G 7の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

変動性株式交換比率方式の採用については、株式交換比率が固定される通常の株式交換と異なり、効力発生日までの直前の一定期間における株式交換完全親会社株式の平均株価を基に決定するため株価動向による双方の価額変動リスクを抑えることができ、株式交換完全子会社の株主が効力発生日において所有することとなる当社株式に係る価値と株式交換完全子会社株式に係る価値が近似することが見込まれます。

当社とG G 7はこれらの特徴を検証した上で、慎重に協議した結果、変動性株式交換比率方式を採用することといたしました。

算定の経緯

当社はA S CによるG G 7の株式価値の算定結果を参考に、G G 7の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率の算式を上記（3）記載のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

A S Cは、当社及びG G 7の関連当事者には該当せず、当社及びG G 7との間で重要な利害関係を有しません。

（5）当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目7番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	854百万円（平成29年6月30日現在）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。

事業の内容	ITサービス事業 コンテンツ事業
-------	---------------------